

第181回千葉県大規模小売店舗立地審議会

1 日 時：令和8年7月30日（木）午後2時から午後2時45分まで

2 場 所：ホテルプラザ菜の花 4階 楨1

3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員

渡辺委員、石川委員、吉岡委員、朝倉委員（書面）、

岡山委員（書面）、山崎委員（書面）、依光委員

<事務局>

商工労働部経営支援課

4 開 会：

（1）成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）

（2）県行政組織条例第32条第1項の規定により、渡辺会長が議長となった。

（3）議事録署名人選出（議長が石川委員と依光委員の2名を指名した。）

（4）審議案件概略説明

<事務局>

本日の審議案件は、銚子市のクリエイトS・D銚子諸持町店の新設案件1件となっております。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

5 議 事：

議題（1）：届出に対する県意見の審議について

【審議案件1 クリエイトS・D銚子諸持町店（銚子市）】

<渡辺会長>

では最初に、審議案件1の「クリエイトS・D銚子諸持町店」に係る「株式会社クリエイトエス・ディー」からの新設の届出に対する県意見案について審議を行います。

概要について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

（審議資料及びスクリーンにより説明）

<渡辺会長>

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたらお願いします。

<依光委員>

確認事項が3点あります。まず、敷地外の水路について、外から見た際に、水路があるように見えません。小さなお子さんを連れた家族連れが来店することもあると思います。水路がどうなっているか分からないので対策してあればいいのですがいかがでしょうか。

<事務局>

水路は緑地の奥側にある形になっておりまして、子供が直接入れないようになっています。

<依光委員>

水路については、直接は入れなくなっているのですね。また、線路の方にも人が入れなくなるように対策すると思うのですが、危険性のある場所に対して、店舗側がどのような認識を持っているのかが気になりました。

2つ目に、スーパーが隣にあると思いますが、私が来店客だとしたらスーパーで買い物をしたついでにスーパーの駐車場に車を止めたまま、当該店舗の敷地に移動をすることもできるように思います。進入路のところを人が渡れるようになるのかならないのか、どこから歩行者が入ったらいいのか、経路が分かりづらいと思いました。また、対策はどうなってるのかが気になりました。

出入口について、一番奥の入口 No.1 は右折入庫のみですが、手前の出入口 No.2、No3 では出入りができるので、駐車場で車両が交錯すると思います。その時の安全対策は、看板等で行われると思うのですが、その点については、どのような認識でしょうか。

3つ目が、道路 No.2 は狭い市道になっているかと思いますが、この道は通学路なのですね。朝は開店前だと思いますが、夕方に下校する生徒がどのくらい歩かれているのかと考えた時に、出入りの対応を、入口の箇所に横断歩道であったり、歩行者注意の看板であったりで対応されるのでしょうか。また、駐車場が道路 No.1 の向かい側にもあり、スーパーの駐車場へ行ったり、届出の店舗の駐車場へ行ったりと、道路から車両が行ったり来たりしたりするようになると思いますので、これまで生徒は既存のスーパーの前を通るときにどのように注意をしていたのでしょうか。今回新しくもう1店舗でき、交通量も増えるのではないかと思います。その点をもう少し注意したりすることが必要かと思いました。

<渡辺会長>

事務局から回答できることはありますでしょうか。

<事務局>

二つ目については、通路としては、開発道路に歩道を作ってそこを通っていただくことになっています。出入口の前を通ってしまうのですが、車が入る時に歩行者に気を付けてもらう形になると思います。

三つ目については、店舗の駐車場は道路の反対側にある形になります。基本的には出入口部分だけが通学者と接点があるところになります。荷さばき車両については通学時間帯の搬入は避ける、乗用車についても注意をするということをお願いをする、特に繁忙期等については、交通整理員を配置し対応する計画となっています。

<渡辺会長>

隣の店舗は大店立地法の対象になっているのでしょうか。もし対象になっているのであれば、出店の際に交通の関係で色々指導されていることがあると思うので、交通整理をしてもらうことが大事なのかなと思います。

<事務局>

隣の店舗は大店立地法の対象にはなっていません。

<渡辺会長>

他に特にないようですので、各専門分野の委員の皆様方の御意見をいただきたいと思います。

それでは、交通について、吉岡委員から意見ををお願いします。

<吉岡委員>

この店舗につきましては、交通に関連する、特に交差点の需要率等について心配は特にはないです。出入口については、安全性が気になります。資料には安全策として交通整理員を配置ということが書かれています。配置場所が駐車場の入口と書かれています、市道からの入口の箇所だと思います。そこがいろんな方向から車両が来るところになりますので、そこに交通整理員を配置して、安全を確保していただければと思います。

<渡辺会長>

騒音について、朝倉委員の書面意見ををお願いします。

<事務局>

朝倉委員からは県意見無しとする事務局案への意見及び設置者に対する助言等ともにありませんでした。

<渡辺会長>

廃棄物・リサイクルについて、岡山委員の書面意見ををお願いします。

<事務局>

岡山委員からは県意見なしとする事務局案への意見はありませんでした。なお、設置者に対する助言等として、「同社は、本審議会においては常に「(生ごみは出ませんが) 万が一発生した場合には、食品リサイクル法に基づいた処理計画に努めます。」と記載している。しかしながら同社系列の店舗においては、生鮮品を含む食品が多く販売されている。したがって、全く売れ残りが出ない、生ごみが全く発生しないことは想定しにくい。しかしながら、「出ない」「万が一発生」とするのであれば、どのように売り切る努力をしているのか、同社店舗で統一された具体的な方法を付記してほしい。

プラスチック製容器包装については、薄肉化はメーカーで行うことであるので、記載するのであれば「より薄肉化したプラスチック製容器包装を採用している」と記載すべきである。また、これはこの店舗に限らないが、中東情勢を踏まえて、法令で義務化されているレジ袋の有料化は当然として、さらなるプラスチック包装の削減に取り組まれることを期待する。

地元の要請がなくても、可能ならば店頭にペットボトル、ペットボトルキャップ、牛乳パック、白色トレイ等の回収ボックスを設置していただき、銚子市のごみの削減に貢献していただきたい。」との助言をいただいております。

<渡辺会長>

街並みづくりについて、山崎委員の書面意見ををお願いします。

<事務局>

山崎委員からは県意見なしとする事務局案への意見はありませんでした。なお、設置者に対する助言等として、「表側と裏側は違う樹種にするなど工夫をしてください。防草シートは景観上、よろしくないのもので、他のもので対応お願いしたいです。シャリンバイは1株の幅が1mもないので、1平方メートルあたり、4株はいれてください。」との助言をいただいております。

<渡辺会長>

その他、委員の皆様御意見ありますでしょうか。

<渡辺会長>

各委員からの設置者に対する助言については、事務局から伝えるということにさせていただきます。

同社の店舗は生鮮品を含め食品を多く扱っているのご指摘のとおりですし、次回もド

ラッグストアが審議案件となっておりますのでどういう対応をするか注視していきたいと思います。

<渡辺会長>

それでは、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<渡辺会長>

それでは、そのように決定いたします。

議題（２）：届出に対する県意見の報告等について

配付資料（届出状況一覧）の補足説明を行ったほか、次回開催の第１８２回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程について説明した。

６ 閉 会：午後２時４５分閉会